



平成27年 5 月 18 日

各 位

会社名 丸 文 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 水 野 象 司  
(コード番号 7537 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 洪 谷 敏 弘  
(TEL 03-3639-3010)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月 26 日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」のとおり、当社が監査等委員会設置会社に移行するため、定款全般にわたり所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営の効率化と業務執行の明確化を目的として、平成 24 年度に導入した執行役員制度により取締役の員数が減少したため、定款に規定する取締役の員数を 20 名以内から 10 名以内に改めるとともに、新設する監査等委員である取締役の員数を 5 名以内と定めるために、定款第 17 条（員数）に所要の変更を行うものです。
- (3) 監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条に定める取締役の責任免除の規定を新設するとともに、会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象を拡大するべく、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）に所要の変更を行うものです。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、定款における機関設計の明確化を図るため、会計監査人に関する規定を新設するものです。
- (5) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 1 6 条 (条文書略)	第 5 条～第 1 6 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、<u>また必要に応じ</u>、取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (新設)</p> <p>第<u>24</u>条 (条文省略)</p>	<p>(員数) 第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役<u>および監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第<u>25</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 (新設)</p>	<p>(責任免除) 第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p>
<p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数) 第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)  <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)  <u>第30条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(報酬等)  <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)  <u>第35条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の選任方法</u>)  <u>第31条</u> 会計監査人は株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)  <u>第32条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第33条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p><u>第36条～第39条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条～第37条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)  <u>第68回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上